

○まち・ひと・しごと創生法の一部の施行期日を定める政令（平成二十六年政令第三百八十一号）

内閣は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

まち・ひと・しごと創生法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年十二月二日とする。